

「協同組合佐原信販」発行の商品券をお持ちの方へのお知らせ

協同組合佐原信販（千葉県香取市）は、令和2年5月22日に破産手続開始の決定を受けました。このため、使用できなくなった同社発行の商品券をお持ちの方は、資金決済に関する法律に基づき供託された発行保証金から還付を受けることができますので、還付を希望される方は下記の手続きにより権利を申出下さい。

◎ 申出受付期間 令和2年10月14日(水)～令和2年12月14日(月)

1. 郵送での申出を希望される場合

次の①②③のものを下記宛先に郵送して下さい。

①「申出書」（記載例に従い、正確に記入のうえ印鑑を押印願います。）

※ 申出金額が10万円以上の方は、住所、氏名は、印鑑証明書に登録されたものを記入して下さい。また、法人の方は申出金額にかかわらず、住所、氏名（商号又は名称及び代表者の氏名）は、印鑑証明書に登録されたものを記入して下さい。

※ 「申出書」は、**関東財務局のホームページ** (<http://kantou.mof.go.jp/>) からダウンロードできます。また、関東財務局、千葉財務事務所のほか、千葉県及び同社の店舗が所在した市等に備え置いております。（詳しくは、関東財務局あるいは千葉財務事務所にお問合せください。）

②「協同組合佐原信販」発行の商品券

③ 返信用封筒（84円切手を貼付し、返信先住所、氏名を記入して下さい。）

※ 返信用封筒は当局で受付後、申出書の控えを郵送するために使用します。

郵送申出宛先・照会先

〒330-9716 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館
関東財務局 理財部 金融監督第6課 TEL048-600-1152

2. 千葉財務事務所への直接申出を希望される場合

次の①②③のものを持参のうえ申出を行って下さい。「申出書」用紙は受付窓口に用意してあります。

①「協同組合佐原信販」発行の商品券

② 印 鑑

③ 委任状（←商品券の所有者以外が申出手続きをされる場合のみ必要）

受付場所・照会先

《受付場所》千葉市中央区椿森5-6-1 関東財務局 千葉財務事務所 理財課
TEL043-251-7214

《受付時間》午前9時00分～午後5時00分（土・日曜、祝日を除く）

【注意事項】

※ 受付後の予定等、詳細については裏面「協同組合佐原信販発行の商品券還付の申出に係る注意事項」に記載してありますので、必ずお読み下さい。

申出受付期間経過後の受付は、一切できませんのでご注意願います。

なお、**郵送の場合は、受付期間終了日の消印まで有効**といたしますが、郵便上の事故による紛失、遅延などについて、当局では責任を負えませんのであらかじめご了承ください。

また、郵送での申出後、2週間を経過しても申出書控えが返送されない場合は、申出先にご連絡下さい。

協同組合佐原信販発行の商品券還付の申出に係る注意事項

1. 令和2年12月14日(月)までに申出書の提出がないときは、還付金を受けることができません。(郵送の場合は当日消印有効)
2. 郵送による申出を希望される方は、関東財務局理財部金融監督第6課へ『申出書』、『協同組合佐原信販発行の商品券』とともに、返信用封筒(84円切手貼付)を忘れずに同封し、送付して下さい。
(→当局で受付後、受領書に代えて「申出書」の控えを返送します。)
3. 申出金額が10万円以上の方は、法務局への支払い請求の際に印鑑証明書が必要となりますので、当該『申出書』の住所・氏名の欄には、印鑑証明書に登録されている住所・氏名を記入して下さい。
また、法人の方は申出金額にかかわらず、法務局への支払い請求の際に印鑑証明書が必要となることがありますので、当該『申出書』の住所・氏名(商号又は名称及び代表者の氏名)の欄には、印鑑証明書に登録されている本店の所在地・商号又は名称及び代表者の氏名を記入して下さい。
4. 後日、関東財務局からお送りする配当(還付)に関する「証明書」は、今回の申出書に記載された債権者の「住所及び氏名」のとおり発行します。
従って、申出書記載の「住所」等に変更が生じた場合は、そのままでは請求ができなくなり、還付が受けられなくなりますので、必ず下記の間合せ先まで、連絡願います。
5. 還付予定時期につきましては、今後、官報公示等の定められた手続きを行い、還付を実施するのは、概ね令和3年6月頃となる見込みです。
6. 発行保証金からの還付額(返金)は、商品券の金額に対していくらになるのかは未定です。
法令に基づき供託されている発行保証金から還付手続きに要した費用を控除した金額の範囲内で還付を行います。
7. 最終的に還付金の請求は、発行保証金が供託されている「千葉地方法務局香取支局」で手続きを行っていただくこととなります。法務局への請求にあたっては、当局が後日発送する「証明書」と「供託金払渡請求書」が必要となります。
なお、供託金受領手続きに関する詳細については、後日発送する「証明書」、「供託金払渡請求書」に同封いたします。

【郵送申出宛先及び問合せ先】

〒330-9716 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館 関東財務局 理財部 金融監督第6課 TEL048-600-1152

【直接申出先及び問合せ先】

〒260-8607 千葉県千葉市中央区椿森5-6-1 千葉財務事務所 理財課 TEL043-251-7214
